

# 令和4年度九州ブロック担当者会同

## 『業務部会』

座長 大分会 業務部長 河合清次

A		境界立会関連
1	提案議題	財務局管理地との境界立会について（大分会）
	提案理由	財務局管理地との境界立会の際、登記名義人より土地家屋調査士に委任を受け、調査士が代理人として境界確認申請を行っていたが、本年度になり土地家屋調査士が委任を受けての申請について、申請を受け付けることが出来ないとの件がありました。 各単位会の財務局管理地の状況を伺いたい。
2	提案議題	官公庁との関係構築について（熊本会）
	提案理由	役所の保有する境界に関する座標データ等の開示がされない役所などもあり苦慮している。 各単位会では、閲覧方法や役所への記録の残し方など、どのように行われているか伺いたい。 また、同様のケースで、改善によりデータ閲覧不可から閲覧可になった等の事例があればそれも伺いたい。
3	提案議題	国土調査完了地区における法定外公共物対面地承諾について（長崎会）
	提案理由	国土調査完了地区における法定外公共物との境界確認の際、法定外公共物対面地所有者への承諾書を求められている。 各単位会においては、対面地の承諾を求める市町村がある場合に、どのような理由で市町村が承諾をもとめるものかを伺いたい。
4	提案議題	公共用地との境界確認申請について（長崎会）
	提案理由	申請地または隣接地に地積測量図が備付けられている場合、その地積測量図に基づく境界にて境界確認を行うのが原則であると思うが、公共用地の境界承認の担当者によっては、現況において境界を確認しようとする傾向がある。 各単位会についても、立会担当者が地積測量図よりも現況を重視するあまり、境界確認の決裁が下りなかったり、遅くなったり、地積測量図を無視するような境界確認を求めてきたりなどの事例があれば伺いたい。 また、そのような場合、どのような対処をしたかを伺いたい。

5	提案議題	公共用地境界確認申請における押印について（長崎会）
	提案理由	<p>長崎県内の市町村の一部に申請人から実印と印鑑証明書を求める自治体がある。その自治体は境界確認申請が申請適格者のもとに申請されていることを担保するためとの説明であるが、現状、脱ハンコが進んでいる中で、実印まで求める必要性についても尋ねているが、自治体からは、印鑑省略できる行政文書に含まれないものとして処理するため、今後の取り扱いについても変更する予定がないとの回答である。一方、長崎県内における別の自治体では、境界確認申請において申請書の印鑑省略が実施されているが、各行政庁において、文書の取り扱いについて統一した取り扱いはできないものかと考える。</p> <p>各単位会においては、申請人から実印と印鑑証明書を求める自治体があるか、その自治体はどのような理由で実印と印鑑証明書を求めるものなのかを伺いたい。また、新たに印鑑省略をできる自治体があるかを伺いたい。</p>
6	提案議題	共有土地となっている申請地と隣接する公共用地との境界確認の申請（長崎会）
	提案理由	<p>長崎県内においては、全ての自治体で境界確認を申請する場合に申請地が共有地や相続人である場合は、共有者及び相続人の全員から申請しないとイケないことになっている。登記申請において地積更正登記は、共有者及び相続人の一人から申請できることになっているが、境界確認を市町村等に申請する際にも必ずしも全員で申請しなくても良いのではないかとこの意見が会員からも上がっている。</p> <p>他県会様においては、公共用地との境界確認において申請地が共有地等の場合に必ずしも全員からの申請ではなくても受付決裁をしてもらえる柔軟な自治体があるかをお伺いしたい。</p>
7	提案議題	境界確認書への実印での押印について（長崎会）
	提案理由	<p>過去に長崎県発注の業務で、確認書の取り交わしの為に実印の押印を規定してあり、その時は、一部会員は隣接地所有者からは、認印で証明してもらい理由書の添付をする事を協議し対処した経緯がある。</p> <p>他県会様において他に何か別の手法で協議した事があるか、あればお伺いしたい。</p>

A	境界立会関連：各会回答
福岡会	<p>1.そのような連絡は受けていない。</p> <p>2.個別や各支部役員が対応を行っており、県会としての対応は行っていない。</p> <p>3.構造物のない法定外公共物については、後の払い下げも考慮に入れ、幅を明確にするために求められることがある。</p> <p>4.基本的には、地積測量図に沿って現地の確認を行っているが、国道敷きの際には、道路境界として、現地に境界標が設置されている場合があるが、道路管理境界であり、筆界と相違している説明を行い、図面上に道路管理境界と筆界とも記載している。尚、担当者においては、筆界の専門家である以上は、指導を行っていく必要があると考える。</p> <p>5.財務支局、福岡都市圏、福岡南部県土整備事務所等は実印と印鑑証明書を求められる。また、脱ハンコの官公署の把握はできていない。</p> <p>6.大半の自治体で共有者及び相続人の一人からの対応を行っている。但し、共有者や相続人の同意書を求められる場合がある。また、申請者全員とする官公署もあるが、隣接地の全員に承諾をもとめられることはほとんどない。</p> <p>7.特段協議したことはない。</p>
大分会	<p>1.他県会の状況を確認したうえで必要があれば、財務局との協議を予定</p> <p>2.大分県内では、前歴資料の提供がない箇所はない。以前、提供をしてくれない官庁があったが、現在は提供されている。</p> <p>3.各市町村で対応はまちまちである。求めている市町村についても理由は不明だが、おそらく市の担当課の意向だと思われる。</p> <p>4.市町村については、基本的に地積測量図での立会を行っているが、国の管轄の場合には現況で確認をしたがる傾向がある。大分市に関しては、現況との相違がある場合には、管理境界線として筆界と違うラインを別に表示している。</p> <p>5.大分市はを求められる理由としては本人確認の為。印鑑省略できる自治体は確認できていない。</p> <p>6.大分県内では、共有地または相続人全員から境界確認申請をすることになる。実務的には、代表者への委任をもらって進めている。</p> <p>7.公嘱業務と思われるが、認印での押印を貰っていると思われます。</p>
宮崎会	<p>1.宮崎県は大分県と同じ九州財務局管轄内ですが、現在まで土地家屋調査士が代理人として申請したものについて拒否された事例はありません。</p> <p>2.開示の可否はそれぞれの自治体、担当部署においての対応は違うようです、閲覧方法においては境界査定記録等の場合写真撮影可能、記録自</p>

	<p>体がない自治体もあります。</p> <p>3.幅員の確認を行い、水路里道としての機能を有しているか、越境物などで機能を阻害されていないかについて確認する為との事です。</p> <p>4.このような立会担当者（半端な知識ゆえ）がいる場合、筆界及び公差等の説明（地積測量図の整合性なども）をし、現況においての確認では筆界関係登記が行えない為、再測量や再立会などで申請人への負担が増すことなど今後の問題を話し納得いただいています。</p> <p>5.実印と印鑑証明書を求める県・市町村はありません、求められる国出先機関及び団体は財務事務所、国土交通省、JR九州です。 求める理由は申請人の確認証明としての利用です。</p> <p>6.宮崎県内の自治体も同様、共有者及び相続人全員からの申請が原則であるが、申請人側の事情（共有者に意思能力がない、連絡がつかないなど）によっては一部の者からの申請を全自治体ではないが受け付けられている。 提案理由の通り地積更正登記は報告的登記です 地積更正登記の前提として境界確認は必須であることからの理由で受付を了承していただいた経験もあります。</p> <p>7.嘱託案件において、実印を要求する業務発注はないようです。</p>
鹿児島会	<p>1. 鹿児島会ではそのような事例は確認できていません。 そもそもどのような理由で代理人による申請を受け付けないのか、根拠が示されたのであれば教えて頂きたい。</p> <p>2. 鹿児島会でも一部役所で個人情報保護を理由にした確定済調書の発行や閲覧ができない状況があります。 確定済資料がなければ、資料とは異なる結果になる可能性が高い旨を説明し、個人情報につながらないような情報提供をお願いしています。（研修部より官公署向けの取り組みを予定している旨報告を受けています。）</p> <p>3. 鹿児島県では、国土調査完了地区で、対面地所有者への承諾書が求められる事例の報告はありません。</p> <p>4. 筆界と公物管理界との齟齬については、対応に苦慮することは多いが概ね筆界での了承を得ています。（筆界と公物管理界をそれぞれ明記した図面など） 公物管理界にこだわるケースに至った原因として、担当者が変わった場合や、直近でトラブルが起こった場合が多く、丁寧な説明をするしかないのが実情です。 支部長単位で担当者と協議をした事例などはあり、相談があれば必要な情報提供を行っています。（過去には担当者が協議内容について法務局に問い合わせをし、解決した事例もあります。）</p> <p>5. 一部市町村・鹿児島県・国道事務所などでは実印・印鑑証明が求めら</p>

		<p>れている状況は同じです。理由も同様であると思われます。印鑑レスについては一部市町村で採用されていますが、署名も求められないことがあります。印鑑レスに対応した官公署については分かり次第、支部長会にて報告してもらう予定です。</p> <p>6. 立会申請に必要な添付書類について、各市町村によって対応は分かれています。(全部事項証明書が必要な添付書類である場合、やはり共有者や相続人全員からの委任が必要になるケースが多いように思われます)</p> <p>7. 鹿児島会では同様の事例について報告はありません。</p>
	<p>沖縄会</p>	<p>1. 沖縄県では沖縄総合事務局が国有地の管理をしていますが、土地家屋調査士が代理人になれなかったとは今のところ聞いたことはありません。</p> <p>2. 沖縄県内では座標データの開示で苦慮したとはあまり聞いたことがなく、必要性を説明すれば対応してもらっています。また、市町村によっては土地区画整理地区などの座標を管理して欲しいと沖縄会で受け取って管理している場所もあります。</p> <p>3. 以前は対側地の承諾と印鑑証明書まで求められたこともありますが、現在、沖縄県内では、対面地の承諾を求める自治体はほとんどありません。</p> <p>4. 立会担当者が現況をみて境界がズレている場合でも、既設の地積測量図がありことを説明して納得してもらっている。</p> <p>5. 沖縄県内では、全市町村や県でも実印と印鑑証明書の添付はしています。目的は所有者の確認であると思いますが、印鑑省略ができるのであれば自治体と協議していきたい。</p> <p>6. 沖縄県内では、必ずしも共有者や相続人の全員からの申請でなくても受付決済してもらえる自治体もある。自治体によって対応が変わる。</p> <p>7. 沖縄県では、確認書に実印で押印の規定はなく、現在も理由書等の添付を要することなく認印で対応している。</p>
<p>取組</p>	<p>熊本会</p>	<p>1. 立会については基本個人申請。代理人申請について拒否されたとの話は聞き及んでいません。財務局側の立会人について、委任を受けた不動産業者が行っているようです。</p> <p>2. 熊本会では、数年をかけ熊本市役所との良好な関係を構築する取り組みを行ってきた。現在は熊本市役所の会議にオブザーバーで出席し、立会行政に対し要望や意見を述べるなど出来るようになった。また、道路内民有地の問題解決についても取り組みを行っています。</p> <p>今年度役所の道路水路等を管理する行政にむけ、個人情報利活用についての講演や土地家屋調査士を知ってもらう内容の講義などのシンポ</p>

	<p>ジウムを行う予定です。</p> <p>3. 座標管理、平板測量の読み取りなど地区によりまちまちであり、統一されてません。座標復元ができる地区でも道路幅員 4 m 未満の道路立会については、対側地の確認を求められることがあります。いわゆる道路中心線の確認。</p> <p>4. 地籍調査成果、既提出地積測量図等があり、復元可能な場合は、事前復元をするよう言われる役所がほとんどです。(いわゆる上げ膳据え膳の状態) また、個人情報保護の観点から過去立会した記録を開示しない役所もある。</p> <p>5. 立会同意について実印を求める自治体は、今のところ聞き及んでいない。印鑑レスが進み、今後不要の方向に進むと感じている。立会願いの書面には、印鑑不要の役所もある。</p> <p>6. 立会申請に関しては、共有者及び相続人からの申請は、基本全員からである。地籍調査が完了しているなど条件で、共有者、相続人の一部からの申請を認めるケースも見受けられる。</p> <p>一方、隣接同意に関しては、共有者の、相続人の代表との同意を認めている場合もあります。役所と支部の協議により、持ち分の過半数を超えていれば認めるケースもある。(理由書の添付は必要)(地震により申請案件が急増したので、対応措置として。)</p> <p>7. 同様のケースで実印を要求されたことはありません。</p>
長崎会	<p>1.長崎県内は現在のところ財務局管理地で土地家屋調査士が委任を受けての申請を受け付けないとの情報は確認していません。どのような理由で申請が受け付けられなかったのかをお伺いしたいです。</p> <p>2.長崎県内のほとんどの自治体では、情報公開請求や公文書開示請求などの方法で写しを請求することが可能です。写しの請求が不可である場合でも閲覧は可能な場合が多く、その際も関係する土地所有者の委任状があれば公開いただけるケースが多いです。長崎県内の自治体で現時点では座標データを全く開示できないとの情報はいただいていませんが、どのような経緯で作成された座標データかにもよりますが、開示できない自治体があれば、境界確認及び検証で座標データの開示の重要性を会として自治体担当者と協議を検討したいと思います。</p> <p>3.14 条 1 項地図が図上読取によるもの場合は、現況とのずれが発生している箇所が多く、対面地でのトラブルが多いとのことで承諾を求めるものとしているようです。しかしながら、対面地の承諾を求めるものとなると対面地の隣接地の承諾も場合によっては必要になるケースも考えられると思います。14 条 1 項地図が備え付けられていない地区と境界が確定している境界点の現地復元が可能な 14 条 1 地図が備え付けられてい</p>

		<p>る地区の違いを官公署の担当者にも理解をいただくように協議を行う必要性があると思います。</p> <p>4.長崎会としては国の出先機関とも協議を行う必要があると考えます。また、今回の筆界確認情報取り扱いの指針についても法務省から国の機関に説明がなされているとのことで、これに合わせて境界承認の件についても改めて協議及び意見交換を行う必要性があるものと考えています。</p> <p>5.長崎会としても、土地家屋調査士が代理申請する官民境界確認申請について、実印、印鑑証明書の添付には疑問を感じています。今後は法務省及び各法務局からの筆界確認情報取り扱いの指針についての各官公署への通知に合わせて、長崎会としても協議を行いたいと考えております。</p> <p>6.長崎会としても申請地について、共有地等の場合に必ずしも全員からではなく、申請人（所有者）の一人からでも境界確認申請ができないのか、民法第 251 条の改正を含めて引き続き協議を行いたいと考えています。</p> <p>7.長崎会として官公署と協議した経緯はありませんが、他県会様で協議した事例があれば参考にして、必要に応じて協議を行いたいと思います。</p>
	佐賀会	<p>1. 佐賀財務は、代理で可能。</p> <p>2. 閲覧可能な市町が多いが、座標データ自体がなかったり、閲覧出来ない地域もある。情報開示請求により閲覧出来る地域も有り、地域によって異なる。</p> <p>3. 佐賀県内市町は求めない。財務事務所は求める。理由は不明、地図上の幅員確保のためではないか。</p> <p>4. あまりない。佐賀市においては土地家屋調査士の各地調整について理解しつつある。</p> <p>5. 市町においては無い。財務事務所は必要。境界を確認すると同時に境界確認の私的契約の意味合いがあるからではないかと推定する。</p> <p>6. 不明、今後協議が必要。市町によっては共有者及び相続人の一部から申請可能などところもありまちまちである。</p> <p>7. ない。契約の仕様書による。総論では決めにくい。細部取り決め等記載あれば確認するが、ない場合が多い。</p>
まとめ		<p>1. 大分会以外では代理申請が可能であるとの回答であった。</p> <p>2. 各県とも県内で一律の対応ではなく、市町村単位で対応が違っているようである。閲覧ができない原因としては個人情報保護法によるものが関連しているようであり、境界確認に必要な資料である事の説明を行い公</p>

	<p>開してもらおうように働きかけていく必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>3. 立会を求められる県と求められない県と半々くらいの状態である。承諾を求める明確な理由は無いようであるが、払下時の幅員確認や越境物の有無の確認、道路中心線の確認などの理由があるのではないか</li><li>4. 基本的には、地積測量図により復元をした境界にて確認を行っている。現地と一致しない場合には、筆界の他に管理境界線などの表示をして対応する会もあった。問題が起こった場合には、そのまま決めた場合には登記申請時に齟齬が生じることなどを説明し説得を行っていく必要があると考える。</li><li>5. 各県とも市町村で印鑑証明書に対する対応は違うようである。国の機関については印鑑証明書の添付を求められる。印鑑省略が出来る市町村もいくつか見受けられるが全体としては印鑑の省略まではされていないようである。印鑑省略については国の方向性もある為推進する会もあったが、割印に代わる者についての検討等も必要だとの意見もあった。</li><li>6. 共有者（相続人）の全員が必要な場合と、一部で良い場合と半々くらいの状態のようである。隣接同意については、共有者（相続人）の一部で良い官公署が多いようである。</li><li>7. 隣接者の境界確認書への押印に実印を求める事例はほとんどないようである。</li></ol>
--	---



B		登記申請関連及び 14 条地図等関連
1	提案議題	オンライン申請の普及と取組みについて（福岡会）
	提案理由	オンライン申請の普及に関しては、ある程度の割合で利用されている。 各単位会において、今後の更なる普及について具体的な取組があれば、伺いたい。
2	提案議題	地図混乱地域の把握について（福岡会）
	提案理由	地図混乱地域の解消に向けて、法務局も新たな方法での対応を検討しているとの情報もあり、地域の指定や情報については、法務局と共有していくことが予測されます。地図混乱地域の把握について具体的な方法があれば、伺いたい。
3	提案議題	筆界特定による特定された筆界が公図とズレがある場合（沖縄市）
	提案理由	筆界に対して承認出来ないという隣接者がいたので筆界特定を申請したところ、公図の筆界点より 1.5m くらい離れた位置に特定された。特定後分筆する予定であったが、公図とのズレが大きいため隣接も地図訂正を行わないと分筆できないと登記官からの指摘があった。分筆依頼者の土地以外を測量することになると費用が掛かることになり、登記官と相談の結果、分筆申請は完了しました。筆界特定までして分筆を申請しようとしたが隣接まで地図訂正しないといけないのか。 各単位会で似たような事案でどのように対処したか事例があれば伺いたい。
4	提案議題	地図と現地の整合性が公差外の土地の事例及び登記申請における対策及び法務局の実地調査の事例（長崎会）
	提案理由	長崎県での事例で、14 条第 1 項地図区域にて公有水面埋立地だったが、土地の形状が平行に移動していて境界線の位置が公差を大きく外れる事例があった。登記官が現地調査をして原因を説明いただいた。 実際の実地調査では、GNSS 測量機を用いて申請した測量図の補助基準点及び境界点の整合性を調査して登記は完了した。 申請に対する法務局の審査について、法 14 条第 1 項地図の精度区分との比較のみではなく実地調査等による審査方法もあるのだと感じたので、各単位会でも同様の事例があれば伺いたい。
5	提案議題	登記研究 445 号の代位による地目変更登記について（地方公共団体が道路として土地の一部を買収した場合、代位による一部地目変更登記の嘱託は受理できない。）（長崎会）
	提案理由	地方公共団体が発注する業務委託で寄付や買収を代位原因とする一

		<p>部地目変更・分筆登記を囑託するケースが多々あり、今までは問題なく登記が行われていたが、今年 2 月に登記官から突然、登記研究 445 号を理由に受理できないと言われ問題となった。</p> <p>その後の経緯としては、長崎地方法務局から、長崎県内においては今までに同様な事例の囑託登記を受理していたので、今回のケースも受理するが、今後、登記官によっては受理できないと判断する場合も考えられるので、その場合は再度、協議をしたいとの回答であったと聞いている。</p> <p>各単位会においてもこのようなケースはなかったか伺いたい。</p>
6	提案議題	登記申請後に補正がある場合の補正期間について（長崎会）
	提案理由	<p>不動産登記法第 25 条に「申請の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に・・・」とあるが、補正期間に明確な日数が決められているわけではないと思うが、登記官によっては一律で 3 日以内に補正ができないならば、取り下げをしてくれと言われるケースがある。</p> <p>登記申請から迅速に登記を完了するために、補正があれば速やかに補正を行わなければいけないとは考えるが、登記申請後に補正がある場合に、各単位会において、概ねどれくらいの期間を登記官からは求められているのか伺いたい。</p>
7	提案議題	<p>地図作成成果錯誤を原因とする法第 14 条第 1 項地図の閉鎖について</p> <p>（長崎県）</p>
	提案理由	<p>平成 28 年に 14 条地図作成事業で行われた区域について、隣接が町境の里道（地区外）になっており、里道との境界線については町境の里道管理者との立会のみで里道対面の地区外の町の地権者との立会確認は行われていなかったと思われる事例があり、令和 3 年に前述した地区外である町について、同じく 14 条地図作成事業で行ったところ、平成 28 年に行われた区域の町境の里道の境界の認識に相違があり、一部確定に至らなかった経緯がある。</p> <p>このことから、平成 28 年に法第 14 条第 1 項地図として備え付けられた地図が、地図作成成果錯誤を原因として閉鎖になった。14 条地図作成事業では、このようなケースは非常に稀であると思われるが、各単位会においても地図作成成果錯誤を原因とする地図の閉鎖の事例があるか、あるとしたらどのようなケースがあったかを伺いたい。</p>

B	登記申請関連及び 14 条地図等関連：各会回答
福岡会	<p>1. 令和 2 年度に、会員へのアンケートの実施し、アンケート回答者の 8 割以上がオンライン申請への対応を行っているとの回答を得ているが、その後に具体的な取組は行っていません。</p> <p>2. 過去においては、支部で対応して聞き取り調査を行った経緯がある。</p> <p>3. 事例は特段ないが、地図訂正及び隣接地の地積更正登記は必要ないと考える。また、地図訂正については、職権による対応もできるのではないかと。</p> <p>4. 地域性によると思うが、事前に登記官と相談し対応している。</p> <p>5. 現在も一部地目変更・分筆登記として嘱託している。 1 筆の土地のうちある特定の部分の用途が既に変更され、その部分が登記された地目と別地目となっていて、この部分を県が取得するときは、当該 1 筆の土地を地目別に分筆し、分筆後の土地の地目変更の登記を、一の嘱託情報をもって、県が所有者に代位して嘱託することができる。 (新版 Q&amp;A 表示に関する登記の実務 1 (2007 年 1 月刊) 270 頁) この解説は登記研究 445 号 109 頁を参考にしている。</p> <p>6. すみやかに対応しているが、特段の期間の指示は受けたことはない。</p> <p>7. 事例は特段ない</p>
大分会	<p>1. オンラインシステムのサポートを業務部で行っている。</p> <p>2. 都市再生街区基本調査成果のホームページでの確認をしている。</p> <p>3. 地図地域であれば、隣接地の更正登記も必要だと思います。字図地域であれば隣接地の同意書を貰って字図訂正を行うと考える。</p> <p>4. 法務局が GNSS 測量機を出して現地調査を行っている事例はないと思われる。設問のような事例の場合には登記官より代理人へ説明を求められる案件だと思われる。</p> <p>5. 大分県では行っている。</p> <p>6. おおよそ 1 週間くらい、事例によってはもっと猶予を取ってもらえる。</p> <p>7. 大分県では地区内の里道対面も確認を取っている。</p>
宮崎会	<p>1. 年代別で見ると 50 代以下のほとんどが、オンライン申請を活用していますそれ以上の年代の方にオンライン申請の活用を促すことは難しいと考えていますが、今後も研修会の場や会員の前で話す機会があれば活用促進の話をさせていただく予定です。</p> <p>2. 法務局と調査士会で必要に応じて、情報収集を行い把握に努めています。</p> <p>3. 似たような事例があったことは把握していません。</p> <p>4. このような事例があったということは把握していません。</p>

		<p>5. 一部地目変更・分筆で嘱託申請する場合、今まで法務局より指摘されたことはありません、それと官公庁より地目変更まで要求されることがほとんどありません。</p> <p>6. 当管内では補正の内容を考慮し、調査士との協議しながら進めていただけるため、一律の日数経過において取り下げを要請されることはありません。</p> <p>7. 14条第1項地図の閉鎖の事例はありません。</p>
取組	鹿児島会	<p>1. 新人研修などで、連合会 e ラーニングを視聴するように伝えていますが、e ラーニングの紹介では地図重ね合わせ図作成や、オンライン申請、民法改正の部分について詳しく説明を行いました。業務部ではオンライン申請についての質問については受け付けており、年に数件ですがトラブルなどの報告を受け、可能な限り援助を行っています。</p> <p>2. 以前、地図混乱の実例についてのアンケート調査を全会員に募りました。公嘱事件の未登記市道の調査の際、発見した地域についての報告をしたと前業務部長より報告を受けています。</p> <p>3. 鹿児島では同様の事例について報告を受けておりません。</p> <p>4. 公有水面埋め立てに伴うものではありませんが、鹿児島では昭和30年代に作製されたものや、航空写真測量の補正過誤で作成されたものがあります。そのような地域での地積更正・分筆登記申請手続きの場合、字図に近い扱いとする事例もあり（区画が概ね一致していれば全体的な位置誤差は超えていても受け付けられます。）提案理由と近い状況になります（但し GNSS 測量による補助基準点について、座標値はそのまま任意座標扱いになると思われます）</p> <p>5. 鹿児島では、未登記道路解消事業などで同様の手続きを行います。代理人としては分筆登記だけを行い、その後市町村の担当者が所有権移転と地目変更を行うというのが手続きの流れになっています。代位による分筆登記で、一部地目変更・分筆はそもそも行っていません。（登記研究445号が原因だと考えています）</p> <p>6. 補正についてですが、一律3日以内という制限をかけられたという報告はを受けておりません。法務局からも定期的に要望を確認していますが、補正期間について要望を出されたこともありません。</p> <p>7. 昨年似た議題があった際に行った当職の回答と全く内容が違う報告に驚いています。（下記記載）法務局主導で行った作業であることが理由になるのでしょうか？地図作成成果錯誤を原因として閉鎖とのことですが、地図訂正で対応出来なかったのでしょうか？地図閉鎖の根拠法令や、地図作成を受注したのが公嘱協会だったのか、他の民間業者であったのかについてわかりましたら、参考のためご教授頂きたい。</p>

		<p>(昨年の回答) 14 条地図の閉鎖については、不動産登記法に記載がなく出来ないと聞いています(過去にも調査している話を聞き及んでいます)同様の問題(航空写真測量の歪み)で同様の誤差があった地域について、再度国土調査を行ったのですが縦覧の段階で一定以上の筆界未定が出来ることを懸念して断念した例は聞き及んでいます。そのような地域で業務を行う場合は、初期調査以降速やかに法務局と事前協議の上で作業するようにしています。</p>
	<p>沖縄会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 沖縄会は普及率が全国でも良い方と法務局の方からも聞いているので特に会として取り組んではいません。</li> <li>2. 沖縄会としては把握していません。</li> <li>3. 今回は、申請地が市道の潰れ地部分で、分割点が筆界特定部分に当たらないため、登記官と相談の末、分筆申請は受理されました。</li> <li>4. 沖縄県内ではあまり聞いたことはありません。</li> <li>5. 沖縄県では一部地目変更・分筆登記が受理出来ないと聞いたことはありません。でも最近の一部地目変更・分筆登記ではなく分筆登記をして名義変更登記をするケースが多いです。</li> <li>6. 沖縄県内でも概ね3日程度で取り下げをしてくれと言われるケースがあるが補正に時間がかかりそうであれば取り下げするが、そう時間がかからなければ登記官と相談の上補正している。一律に補正期間がきまっているわけではない。</li> <li>7. 沖縄県でも法14条地図で閉鎖してもらいたくて登記官と相談したい図面はあるが、地図の閉鎖をしたという話は聞いたことはありません。</li> </ol>
	<p>熊本会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現在オンライン申請をしていない人向けへの書面での導入・事例マニュアルを作成した。内容は熊本会の坂本先生のサイト(■オンライン申請入門 for 土地家屋調査士、司法書士、行政書士 - オンライン登記申請・オンライン定款認証 <a href="http://rsmay.com/index.html">http://rsmay.com/index.html</a>) (資料別紙添付)</li> <li>2. 特段協議は行っていない。法務局の今後の動きについて情報を教えてください。</li> <li>3. 同様の事例は聞き及んでいませんが、特定の仕方により、地図訂正もありうると思いました。</li> <li>4. 同様の事例は聞き及んでいません。</li> <li>5. 同様のケースは聞き及んでいません。一部地目変更分筆として登記が出来ているようです。役所により、分筆後、移転、地目変更を自前で申請されているようです。</li> <li>6. 特に協議していません。ケースによるが、期間が長期化するような場合は一度取り下げをと言われるようです。(1週間程度)</li> </ol>

		7. 法務局14条地図作成の地図が閉鎖されたとの情報はありません。
	長崎会	<p>1. 長崎会としては、令和元年10月以降に調査士報告方式によるオンライン申請ができるようになり、全体研修会においても説明会を行うなど普及に努めてまいりました。これ以降、長らくオンライン申請をしていない会員がオンライン申請に切り替えるようになるケースが高くなりました。従いまして、これ以降に書面申請をしている会員が新たにオンライン申請に切り替えることは考えにくいと思いますので、更なる普及についての取り組みは現在のところ検討していません。一方、新入会員については、開業当初はオンライン申請よりも書面申請が多い傾向にあるとの事で、新入会員へのオンライン申請の普及については、個別で検討していく必要があると考えます。</p> <p>2. 地図混乱地域の把握については平成29年頃に当会社会事業部において、地域ごとに会員からの情報収集を行った経緯があります。今後は、会員によるさらなる情報収集や法務局、各支局での情報収集が必要であると考えます。長崎会ではミニ地図作成事業を考えており、地図混乱地域について再調査をしているが、地図混乱地域の定義についても改めて確認する必要があると感じている。法務局とも再協議をする予定。</p> <p>3. 長崎県内で現時点では、そのような事例は聞き及んでいませんが、今後似たような事案が出る可能性もありますので、各県会様と情報共有をしたいと思います。</p> <p>4. 会員からの情報ではありますが、各県会様に事例があれば情報をお伺いしたいです。</p> <p>5. 今回のケースでは寄付を目的で現況は既に道路敷きになっているとのことでしたが、長崎地方法務局では、本ケースであれば問題なく、今までどおり、代位嘱託はできるとの事で、担当登記官の登記研究445号の解釈の勘違いであったと思われます。</p> <p>6. 通常は明確な補正期間というものは定められていないと思いますが、約一週間程度は猶予があると聞いております。なお、長崎地方法務局の内部規定では概ね5日間ということを確認しました。</p> <p>7. 今回は里道管理者である市役所が里道対面地（地区外）の地権者との承諾が取れていなかったために起こった事案ではありますが、他県会様でもそのような近年の地図作成事業等における事案があれば事例の共有をしたいと思います。</p>
	佐賀会	<p>1. 特にない。各会員の自主性に任せている。相談には対応している。</p> <p>2. 特にない。法務局との密な協議は今後実施予定。</p> <p>3. 不明。特定前に取り下げる事例はある。</p> <p>4. 不明。GNSS測量機器にてチェックしていることは確認している。</p>

	<p>5. 一部地目変更はせず、分筆のみしている。</p> <p>6. 特定の期間はないが、補正が証明書等の取り直し（差替え）等で時間を要する場合に催促されることはある。1か月ほど待ってもらえた事例もあるが、決まりはない。</p> <p>7. ない。</p>
<p>まとめ</p>	<p>1, オンライン申請の普及率については各界とも高い割合で進んでいることが確認できた。      今後は新人への研修などで対応をしていく必要がある。</p> <p>2, 地図混乱地域の把握については、今後とも法務局と協議を行っていく。（法務局は地図作成にあたって、事前に必要な地域を調査しているようである）</p> <p>3, 古い国土調査地域などでは筆界特定手続きについてより慎重な判断が必要である。（特定から登記手続きまでの流れについては、依頼人との密な協議が求められる。）</p> <p>4, 法務局の実地調査で行われる GNSS 機器などの観測については、簡易に行われているようである。</p> <p>5, 嘱託での一部地目変更分筆登記は可能だという結論であり、指摘した登記官の勘違いで有ると思われる</p> <p>6, 補正期間については、法務局の内規で規定しているものもあるようなので、確認の上対応していく必要がある。</p> <p>7, 地図作成作業においては、作成範囲の外周部についてより慎重に確認する必要がある。（市町村境、里道水路の対面地など）特に行政境には河川・道路の中心等様々にあるため、より慎重な確認が必要である</p>

C		その他
1	提案議題	調査士カルテ MAP の活用と普及に対する取組みについて (福岡会) (大分会) (佐賀会)
	提案理由	1-1. 昨年度、(株)ゼンリンと業務提携を行ったが、当会としての活用が出来ていない現状であり、今後の活用と会員への普及にのため、各単位会において具体的な取組があれば伺いたい。(福岡会) 1-2. 本年度の全体研修会において講師を招いて調査士カルテマップについての研修会を行い、会員への啓発をしています。 会員の導入状況の把握などをしていないのですが、各単位会において会員の導入状況の把握について、どのようにしているのかを伺いたい。 (大分会) 1-3. 調査士カルテマップについて、各単位会の会としての契約状況について伺いたい。また、実際の利用状況や活用についても伺いたい。(佐賀会)
2	提案議題	公共基準点の使用報告書の提出について (福岡会)
	提案理由	複数の市区町より包括承認を受けて公共基準点の使用を行っており、使用報告書の提出が義務付けられているため、当会にて取り纏めを行い一括して報告書の提出を行っている。しかし、会員への周知が足りず、公共基準点を使用した際の報告書の提出割合が低いことから、各単位会において使用報告書の提出に対する具体的な取組があれば伺いたい。
3	提案議題	最新機器の導入について (福岡会)
	提案理由	前回では、3D スキャナーの利用について説明がなされ、利活用については、前向きに検討が必要であると感じていますが、まだまだ具体的な活用を会員へお知らせするところまでには至っていません。また、GPS 機器として、Drogger-GPS の利用等についても、今後の活用について検討されていくこともあり、各単位会において最新機器の導入として新たな情報があれば伺いたい。
4	提案議題	地籍調査業務について (福岡会)
	提案理由	市町村が行う地籍調査について、測量業界との分離発注がなされている単位会がありましたら、そこに至った経緯や現在の状況についての情報の提供をお願いします。 また、国土調査法第19条5項について、民間での対応をしている情報がありましたら、情報の提供をお願いします。
5	提案議題	会員への意見募集について (宮崎会)
	提案理由	業務部として必要に応じて会員へ意見募集を行っているが、ほとん



		<p>どの会員より意見が上がってきません</p> <p>また、意見を出さない会員ほど協議後の内容に異議を唱えられることがあり、各単位会の現状及び対策等について伺いたい。</p>
6	提案議題	<p>新人の実務研修プログラムについて（熊本会）</p>
	提案理由	<p>調査士試験合格者で、実務経験のない者に対して、会として新人実務研修制度を行っています。研修を望む調査士と、受け入れ先とのマッチングを行っているのですが、受け入れ先の事務所に対しての補助等を行っていないため、各事務所での研修内容に差があり研修を受ける者が満足いく事例ばかりではありません</p> <p>そのため、研修プログラムを作成しようとしているが、過度なプログラムでの指示は受け入れ事務所に負担を強いることにもなりかねないため、実務研修に対しての実績がある単位会の研修内容について伺いたい。</p>

C		その他：各会回答
	福岡会	<p>1-1. (株)ゼンリンと業務提携を行っており、会員により申込に対しては、毎月1回の県会ニュース内で案内を行っている。</p> <p>1-2. ゼンリンに問い合わせを行い確認ができる。福岡会としては9月末で120件である。</p> <p>1-3. 契約済みである。また、活用については検討中であるが、現時点で良い活用方法はない。</p> <p>2. 全体研修会の部会からの報告として、使用報告書の提出についての説明と依頼を行っている。また、2ヶ月毎に全ての会員へメールにて提出依頼を行っている</p> <p>3. 福岡会の提案議題</p> <p>4. 福岡会の提案議題</p> <p>5. 会員からの回答はほとんど無い状況であり、個別に依頼を行っている。</p> <p>6. 新人実務体験研修として、研修部が担当で対応している。対象者としては、2年以内の新人であり、期間としては、2週間以上3ヶ月程度として運用を行っている。規約を作成し、基本的な研修内容のチェックシートに基づき統一性を図っている。</p>
	大分会	<p>1-1.</p> <p>1-2. 会員間の情報共有や、廃業する会員のデータ管理を会で行うとなった場合に、会員の導入状況の把握が必要であると考えており、各単位会の状況も見て対応を考えていきたい。</p> <p>1-3.</p> <p>2. 大分市では過去に包括承認を受けていたが報告ができていなかったため現在は行っていない。業務部にて街区基準点の公開サイトを作成し、使用報告をしてもらうための計画を進めているところです。</p> <p>3. Drogger-GPS については、一度研修会を行い、2度目の研修会を予定していたがコロナにより延期となっている。</p> <p>4. 大分県では、地籍調査は測量業者が行っている。過去には E 工程のみを公嘱教会で行っていた市があった。19条5項の民間事業については承知しない。</p> <p>5. 大分会でも意見募集に多くの情報提供はありません。協議後の異議については、それほどありません</p> <p>6. 大分会では新人からの要望があれば事務所を紹介している。契約内容については把握していない。</p>
	宮崎会	<p>1-1. ゼンリンとの提携は行っているが、活用予定もありません。</p> <p>1-2. 研修会などの会員が集まる際に、口頭で導入を進めています。</p>

	<p>1-3. 会員のほとんどが案内図や所有者探索での利用であるが、一部で業務情報を登録している。</p> <p>2. 各支部で報告を行っており、会員へはメールにて周知していますが福岡会同割合は低い状況です。</p> <p>3. 3Dスキャナー利用者より支部研修にて講義していただいています、実務上での利用は境界でなく、現況測量（高さ）に利用しているとのこと。</p> <p>4. 市町村より分離発注の相談は数年前にあったようですが、協議がまとまらなかったと聞いています。19条5項は民間での指定された事例は把握していません。</p> <p>5. 宮崎会の提案議題</p> <p>6. 実務研修制度がありませんが、入会前や入会後に相談を受けた場合は受け入れ事務所の紹介は行っています。</p>
鹿児島会	<p>1-1. 鹿児島会では調査士カルテマップについての紹介を必要に応じて行っています。最近では新人研修にて宮崎会の児玉講師より詳細な説明があったと聞き及んでいます。</p> <p>1-2. 具体的な登録数などについては調査をしていません。会員が廃業した際のデータ取扱いについては問い合わせをするように総務部と協議します。</p> <p>1-3. 鹿児島会では昨年より契約をしております。利用状況や活用については、主に会員への紹介で利用しています。</p> <p>2. 鹿児島会では毎年包括承認について手続きを行っており、使用報告書の義務もありますが、報告は特に行っていない状況です。</p> <p>3. 鹿児島の地域性なのか、3Dスキャナーについて話題に出ることはありません。新人研修でもドローンの質問が多く、比較的ドローンを活用しやすい土地柄もあるかと思います。（鹿児島の新人研修では、1時間程度で説明をしております） Drogger-GPS については、昨年から把握はしていましたが、国土地理院に登録された機材ではなかったため、問い合わせがあった場合は使用を控えるか、あくまで補助的な道具として扱うよう指導する予定でした。（問い合わせはありませんでした。） 今年の5月にDrogger-RWXが国土地理院1級GNSS測量機として測量機種登録台帳に登録されたことを確認したため、個人的に購入し既製品と確認をしている状況です。簡単な紹介は機会を見て行いますが他製品のこともありますので、青調会で対応を行ってもらえないか思案中です。</p> <p>4. 国土調査の分離発注については聞き及んでいません。19条5項地図についても初期段階での説明は行いましたが、活用した事例は聞き及んでいません。</p>

		<p>5. 鹿児島会では、法務局と表示登記実務連絡会を行っており、意見募集を行った際に多くはありませんが投稿はあります。また、個人的な相談などを求められた場合、その内容を表示登記実務連絡会で協議することもあります。意見募集などでは応じないのに協議後の取り決めに異議を唱えられたケースについては、内容によってはそれを意見とみなして了承を得たうえで、表示登記実務連絡会等の機会に再協議をします。</p> <p>6. 鹿児島会でも研修部と同様の制度について協議はしておりますが、実現には至っていません。(継続的に一定の品質を保つことに相当なハードルを感じています)</p>
	沖縄会	<p>1-1,1-2,1-3. 現在具体的な取組みはしていません。4年前に研修会をおこなったが、調査士カルテマップを使用している会員は少ないと思われる。沖縄会としては導入状況の把握はしていません。しかし、活用の検討や会員への周知は検討していきたいと考えます。</p> <p>2. 那覇市では街区基準点の使用報告をすることになっていますが、メールで報告の提出を連絡しているだけで具体的な取組みはしていない。</p> <p>3. 沖縄会としても1部の会員が3D スキャンやドローンの活用を検討している会員がいますが、会としては最新機器の情報はありません。</p> <p>4. 沖縄県内では、那覇市が地籍調査業務を行っているが分離発注はしていない。また、国土調査法19条第5項の規定で民間の地籍調査を対応している情報はありません。</p> <p>5. 会員へは特別に意見の募集はしていませんが、総会や研修会等で意見を伺っています。沖縄会では異議を唱える会員は少ないと思います。</p> <p>6. 沖縄会では今のところ新人研修は3時間程度の研修をする程度であるが実務研修までは行っていない。</p>
取組	熊本会	<p>1-1. 普及のため内部講師による研修をしました。今年度もう一度行う予定です。</p> <p>1-2. 把握していません。</p> <p>1-3. 会で契約済。今後の動向を注視しているが、現時点で特段の活用はしていない。</p> <p>2. 特に取組みをしていません</p> <p>3. に導入は検討していません。安価のドロガーGPS は、会員間の話題には出て購入検討者が出ている程度。</p> <p>4. 情報はありません。公嘱協会でも受託していないようです。</p> <p>5. 意見募集等については、同様の状況です。メールが主です。周知方法について検討したいと思っているがまだ具体的解決は、できない。</p> <p>6. 熊本会では、実務研修に対して上記のとおり、受け入れ事務所に任せるところが大きい。要綱を作成し、研修者を補助者化させない様には配</p>

		慮しているが、充分であるとは言えない状況であり、現在研修プログラムの検討中である。
I	長崎会	<p>1-1. 長崎会としては以前に普及活動の一環として株式会社ゼンリン様をお招きして全体研修会を行った経緯はあります。今後は、研修会としての普及活動は考えていませんが、カルテマップ導入を前向きに検討する会員に対しては、業務部でお試しとしてデモを行うなども検討していきたいと思います。</p> <p>1-2. 長崎会についてはカルテマップの導入状況としては、連合会より確認し、令和4年8月現在で、会員204名中27名が導入しています。長崎会の導入率は13.2%、全国平均は12.7%であることを確認しています。</p> <p>1-3. 長崎会においては、平成30年7月から株式会社ゼンリン様と契約を結んでいます。契約理由としては、会員が廃業した場合、会員が保有する公開情報を引き継ぐことですが、現在のところ前例はありません。また、長崎会として会務で土地調査や打ち合わせとして利用することは積極的に考えていきたいと思っています。</p> <p>2. 公共基準点の使用報告書の提出においては、支部単位で取りまとめを行っている支部もあります。議題のとおり提出割合が低いことから、今後は文書などで、報告書の提出義務の周知を図っていききたいと思います。</p> <p>3. 長崎会においても、最新機器の導入について全体研修会を通じて紹介していきたいと検討していましたが、まだまだ個人事務所では3Dスキャナー等は設備投資の費用がかかるために殆どの事務所で導入の検討、普及にいたっていない実情があります。設備機器メーカーの営業担当の人を招いての支部研修会を予定している支部はあります。</p> <p>4. 長崎県内は公嘱協会等の土地家屋調査士の団体が地籍調査業務に関わっている地区は長崎市、佐世保市、島原市の3市です。それ以外の地域は既に完了しているか、測量コンサル業が携わっています。なお、資料収集、素図作成、現地立会、地籍簿案作成、閲覧などのE工程、H工程のみを公嘱協会へ分離発注している市はあります。長崎県内はDIDD（人口密集）地区などは地図混乱地域が多い傾向にあり、調査士の筆界調査能力の理解をいただいていたいました。ただ、長崎県内においてもDIDD地区以外は、測量コンサルが一括して受注しているエリアもあります。また、長崎県内では国土調査法第19条5項に対応、指定されている民間事業の情報は現時点では把握できておりませんが、過去に公嘱協会において行った実績はあります。</p> <p>5. 会員への意見募集については、事務局を通して会員に電子メールで行っています。</p>

		6. 長崎会においては実務経験がない新人の実務研修制度がありません。
	佐賀会	<p>1-1. 同様にお伺いしたい。</p> <p>1-2. 会としての具体的な取り組みはない。</p> <p>1-3. 会としての契約をすることになったもののその後の活用について進展がない。</p> <p>2. 取り組みはない。報告書の提出はほぼしていない。</p> <p>3. 同様に伺いたい。</p> <p>4. ない。</p> <p>5. 佐賀も同様。</p> <p>6. 実績はない。</p>
	まとめ	<p>1-1. 数年前に研修会を行った会が多く、現在は、新人や希望者への個別対応をしている会が多く、特別な普及活動をしている会はなかった。</p> <p>1-2. 導入会員の人数の把握をしている会が半分くらいあり、詳細な把握までしている会はなかった。人数の確認についてはゼンリンへの確認が行える。</p> <p>1-3. ほとんどの会で契約を行っているようであるが、活用方法については検討を行っている状態である。不明者探索への利用をしている会もあった。</p> <p>2. 各会とも支部やメールでの報告を求めているが、報告が出てくる件数は少ないようである。</p> <p>3. 3D スキャナーについては高価であることもあり、会として研修などを行っている会は少ないようである。ドローンや Drogger-GPS については、興味のある会員も多いようで研修を行っている会や、検討している会があった。</p> <p>4. 分離発注についての相談を受けたことのある県はある者の、実際に受注をしている県は長崎のみであった。民間による 19 条 5 項指定の事例については確認できなかった。</p> <p>5. メールでの意見募集を行っている会がほとんどで、意見の提供数については、各会多くはない状況である。</p> <p>6. 実務経験のない新人に対しての対応としては、要望があったときに個別に対応をしている会がほとんどであった。福岡会のみすでにプロムラグを作成し実践しており、熊本会が現在プログラム作成を検討中とのことである。</p>

D		連合会作成マニュアル関連
1	提案議題	「ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」への対応について（福岡会）（佐賀会）（鹿児島会）
	提案理由	本マニュアルについての、会員への伝達状況について各県会の対応を伺いたい。
2	提案議題	点検に使用する基本三角点等について（沖縄会）
	提案理由	点検測量で5 km 以内に基本三角点等がない場合、1級基準点を設置して点検測量をおこなうことは可能と思うが各単位会ではどのようにとらえているか伺いたい
3	提案議題	単点観測法による細部図根測量マニュアルの運用について（熊本会）
	提案理由	熊本では、道路台帳管理座標値・地籍調査成果座標値などがあるが、作成時に国土交通省の認定を受けていないものがある。（熊本地震でのパラメータ変換を行っていない旧日本測地系等） これらは、公共座標値であるにも関わらず任意座標系となってしまう。また、VRS観測においてチェックする電子基準点準拠の基準点を観測して同一セッションで、他の点を観測するのは不可能に近いのではないかと考えているが、各単位会の状況を伺いたい。

D		連合会作成マニュアル関連：各会回答
	福岡会	<p>1. 最近の対応としては、電子基準点のみを与点とした GNSS 測量（スタティック方式）について、3 級基準点相当の新点を設置し、新点間の距離が 160m であり、標準距離の 200m の確保ができておらず、任意座標として処理した案件があり、何 m の距離が確保できれば世界測地系として対応できるのかとした質問があった。当部会としては、はっきりとした数値を示すことが難しいために、担当登記官との打合せにより、登記の申請を行ってもらう様に説明した。</p> <p>2. 1 級から順次落としていくべき。1 級クラスの新点を作っただけでは単点観測マニュアルにいうところの基本三角点との検証にはならないので、任意座標にするしかないと思う</p> <p>3. 同一セッションでの観測が不可能なら任意座標にするしかないと思う。</p>
	大分会	<p>1. 連合会の伝達研修資料を確認後に検討</p> <p>2. 点検に使用できる基準点等がない場合には、任意座標での取り扱いになると考える。</p> <p>3. スタティック方式などで新点を設置し、座標変換を行い世界測地としての処理をしていると思います。</p>
	宮崎会	<p>1. 連合会のオンラインによる研修（説明）が予定されていることから、研修会など会員が集まる際に、口頭で概要の説明を行っている。</p> <p>2. 会において新たに基準点を設置する予定はありません、5 キロ圏内に電子基準点に準拠した基準点がない場合、任意座標値とするよう指導しています。宮崎地方法務局との協議では、任意座標値においてもこれまで同様登記申請は処理していただけるとの確認を得ています。</p> <p>3. 電子基準点に準拠した基準点は、市街地以外は幹線道路（国道）などに設置されており、駐車場もなく点検自体不可能な状況です。</p>
取組	鹿児島会	<p>1. 鹿児島会では、8 月 26 日に会員研修会を行い、法務局との協議事項の説明とマニュアルの簡単な説明を行っている。また、研修部と共同で連合会に講師派遣のお願いをしているところである。 法務局への対応としては、各支局・出張所から会員への問い合わせも確認しており、1 出張所において本来のマニュアルと違う補正を求められ応じる事例もあり苦慮している状況である。現在は担当支部長を通じ、法務局との協議事項を元に出張所との協議を進めるようお願いしている状況である。</p> <p>2. マニュアルでは電子基準点に準拠した基本三角点等となっているため、電子基準点に準拠しておれば一級以下の基準点でも全く問題ないと考えています。</p>



		<p>3. マニュアルでは電子基準点に準拠した基本三角点等となっているため、電子基準点に準拠していないものは使えない旨の周知を鹿児島ではしました。(何らかの資料で確認できないものについては、すべて使えないという判断をしています)【VRS観測においてチェックする電子基準点準拠の基準点を観測して同一セッションで、他の点を観測するのは不可能に近い】との文言ですが、マニュアル通りに観測する場合、おっしゃるとおりかと思えます。ですので、鹿児島会でも仮想点の固定などについては設置点以外では求めています。(この点については特段説明自体をしていません)機械の電源を落として移動する方式で問題ないと考えます。</p>
	沖縄会	<p>1. 会員への伝達は、今のところメールで資料を送っただけであるが、研修会で取り上げたいと検討中である。</p> <p>2. 沖縄会の提案議題</p> <p>3. 確認中</p>
	熊本会	<p>1. 熊本は2016年の熊本地震による影響が大きく、現在法務局と協議継続中であり、その協議が終了次第会員への伝達を行う予定です。</p> <p>2. 登記基準点設置のことをいわれているのか詳しくお聞きしたいです。</p> <p>3. 熊本からの提案</p>
	長崎会	<p>1. 本マニュアルについては、5月末に会員に事務局を通して電子メールにて会員に周知していますが、今後の会員からの意見、問い合わせ、他県会からの新たな情報収集後に、これらを踏まえて全体研修会を行いたいと考えております。また、場合によっては、実地調査要領改訂の件と合わせて法務局と再度打ち合わせ協議も検討しています。</p> <p>2. 1級基準点を設置して点検測量を行うことも可能であると思われそうですが、負担がより大きくなると思われしますので、点検で5km以内に基本三角点がない場合は、5km以上で点検を行う基準点の検討をするか、登記官との協議が必要と考えます。または、任意座標として取り扱うものとするかだと考えております。</p> <p>3. 運用が開始されたばかりで正確な状況の把握ができていない状況です。長崎会では今後の状況に注視したいです。</p>
	佐賀会	<p>1. マニュアルに沿って対応する予定であるが、連合会の回答等を参考にしたい。</p> <p>2. 検討中</p> <p>3. 把握できていない。</p>
	まとめ	<p>1. 鹿児島会が会員への研修を行っているものの、ほとんどの会が連合会の伝達研修資料を待っている状況である。マニュアルに則っていない観測方法により任意座標での対応をする事例も見受けられる。</p>

	<p>宮崎会より、街区基準点以上の点については、検証点としての利用が可能との回答があった旨の説明があった。</p> <p>松本理事より、研修用資料は準備中であるとの説明があった。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2. 任意座標により対応をする意見が多く、世界測地とするためにはステティック方式で行うとの意見もあった。</li><li>3. 現状では世界測地としての運用は難しいのではないかとの意見がほとんどであった。</li></ol>
--	--

E		土地建物実地調査要領の改訂関連
1	提案議題	法務局の土地建物実地調査要領の改訂に関する法務局との協議内容について（福岡会）（大分会）
	提案理由	本年10月以降に各法務局の実地調査要領の改訂がなされ、運用が開始される予定ですが、各単位会の対応を確認したい。（福岡会） 福岡局作成の実地調査要領の改訂案を基本的には使用をするように協議を行っていますが、他単位会で福岡局の改定案からの変更事項があれば、どの箇所を変更したか伺いたい。（大分会）
2	提案議題	国の出先機関（国土交通省九州地方整備局、財務省九州財務局等）や県、市町村等への筆界確認情報の取り扱いの活用周知について（宮崎会）
	提案理由	今回の筆界確認情報取り扱い指針について、法務省から国土交通省、財務省等へ説明され、県市町村等へは各地方方法務局の土地建物実地調査要領の改訂後、各局から周知することとなっていますが、各単位会として各官公庁との協議を行い官民境界確認において隣接地権者の同意、長狭物の対面地権者の同意等について本指針による取扱いを協議されている、もしくは協議予定があれば、どこの官公庁と行うのか、内容についても参考としたいので予定と内容について伺いたい。
3	提案議題	土地建物実地調査要領の改訂の会員への取扱いの周知について（沖縄会）（熊本会）（佐賀会）
	提案理由	本改訂の目的は筆界確認情報が困難な場合における筆界認定の在り方をまとめたものである。しかし、指針の内容だけを見ると資料があれば筆界の立会いを行わなくても申請出来ると思う調査士も出てきそうなので、各単位会としてどのように周知する予定であるか伺いたい。（沖縄会） 今回の土地建物実地調査要領改訂については、会員が安易に境界立会省略をしないよう指導を考えなければならないと思っています。その中で国民の負担軽減と専門家の職責について、各単位会の見解などを伺いたい。 （熊本会） 土地建物実地調査要領の改訂について、各単位会の会員への研修等の内容や時期について伺いたい。また、立会証明書の添付等に変化があるのか各会の現状を伺いたい（佐賀会）

E	土地建物実地調査要領の改訂関連：各会回答	
	福岡会	<p>1. 実地調査要領の改訂（案）について、2回の打合せを行い、現在の運用についての疑問点や問題点、また筆界確認情報の取扱いに関する指針への対応について意見交換を行いました。さらに、今後の運用についての問題点や不明点等が出た際には、内容の協議を行うようにしています。</p> <p>2. 現時点で協議の予定はない。</p> <p>3. 2月に法務局の職員による研修を予定している。また、現時点では運用が開始されていないが、そのような勘違いをされる調査士もいると考える。しかし、法務局からの要望として、調査報告書の記載例に則り対応するように依頼もあっており、特に面地調整については、必ず事前協議を行うように要望があった。</p> <p>こちらの内容については、毎年開催している法務局との事務連絡協議会の協議録に記載している状況である。尚、会員への周知については、研修を行うことが望ましいと考える。</p>
	大分会	<p>1. 大分では、基本的な処理方法については変わらないとの認識で、所有者不明等の場合への対応については、毎年行っている実務協議会などを通して順次対応を行っていくこととしています。</p> <p>2. 大分会では、各官公署への対応は考えていません。</p> <p>3. 今回の改定は立会省略については記載しておらず、立会省略については依然と同様の取り扱いであることを法務局に確認している。</p>
	宮崎会	<p>1. 宮崎地方法務局独自の変更はしないと聞いています。</p> <p>2. 宮崎財務事務所の境界確認は財務事務所と申請人及び関係隣接者全員との境界確認協議書を取り交わさなければなりません、相続が発生している場合は隣接者の戸籍まで要求され全員の実印、印鑑証明書の提出が必要です。</p> <p>このように省庁内部での取り扱いとはいえ、国民に多額の経費負担を強いることや、旧態依然とした文書決済等の煩雑な事務処理方法の合理化を試みないでいることは、迅速さを求められる国民の自由な経済活動を阻害し支障をきたしています。</p> <p>このような現状の為、筆界確認情報の取り扱い指針をもとに、印鑑証明書の省略や共有者全員、相続人全員でなく申請人に負担のかからない協議を行いたいと考えています。</p> <p>3. 研修会にて法務局担当者より説明予定。</p>
	鹿児島会	<p>1. 8月26日に現時点での内容を法務局担当者から説明して頂きました。現在のところ会員からの質疑はありません。運用後に質疑募集する旨の周知もしていますので、意見募集した後、来年1月を目途に表示登記</p>

		<p>実務連絡会を行う予定です。 鹿児島会では福岡会と福岡法務局が協議した内容に沿ったものを活用する予定です。</p> <p>2. 法務局担当者より、市町村などへの伝達事項として調査士会からの要望はないかとの問い合わせを受けており、共有地などの扱いについて特に周知を行ってほしいと要望しています。</p> <p>運用開始後には、各支部長（鹿児島市のみであると思われます）にて協議をするようお願いしており、難航する場合は法務局職員も同席して頂けるとの回答も頂いています。 国道事務所や同様の扱いをしている機関があれば、協議を行っていく予定です。</p> <p>3. 8月26日の研修会にて、【表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針】と合わせて土地建物実地調査要領の改訂について説明を行っており、活用の際は事前打ち合わせを行うよう周知しています。</p> <p>現在各支局・出張所も取扱いに苦慮しており、問い合わせも多いように感じていますのでトラブルがあれば対処する予定で準備しています。（職務上請求書の取扱などの質問が来ており対応中です。） 立会証明書の添付については、特に指導や要望は受けていません。</p>
	<p>沖縄会</p>	<p>1. 沖縄会では、実地調査要領の研修会を 10/14（金）に行う予定。講師は法務局の方に行ってもらう予定である。福岡局作成の実地調査要領との変更箇所についてはまだ那覇地方法務局の実地調査要領が届いていないので届いてから確認します。</p> <p>2. 沖縄会としては、各官公署との協議は考えていません。</p> <p>3. 「筆界確認情報の取扱いに関する指針」の通知により法務局の事務取扱要領等も改訂になるので法務局と協議して研修会等で周知し、また、公嘱協会等と連携して研修会等で関係市町村等にも周知していく予定です。</p>
	<p>熊本会</p>	<p>1. 会員からの意見を踏まえて、法務局と協議していきたいと思っています。</p> <p>2. まだ協議を行っていません。</p> <p>3. 法務局主催の説明会開催。会員への研修も計画中。</p>
	<p>長崎会</p>	<p>1. 長崎会では長崎地方法務局と要領改訂に向けての打ち合わせ会を3回行いました。また、9月8日に第1回全体研修会で法務局職員をお招きして要領改訂の説明会をしていただきました。現時点では福岡法務局をベースとしており、長崎地方法務局の独自の変更箇所については聞いておりません。今後、改訂後に会員へ周知されたあとに、質問などの募集を行い、法務局と打ち合わせ会を予定しています。</p> <p>2. 長崎会としては、長崎地方法務局から各関係行政機関への周知の方</p>

		<p>法、日程、情報を収集中で、それに応じてどのように対応をするかを検討しています。</p> <p>3. 改訂後に会員へ周知されたあとに、質問などの募集を行い、法務局と打ち合わせ会を予定しています。また、全体研修会で法務局の職員からも筆界確認情報の添付が省略できるのであって立会を行わなくても良いとの事ではない旨を会員にお伝えいただきました。長崎会としても筆界確認情報の添付省略と立会不要は全く異なることについては、要領改訂に伴い、会員への周知を行いたいと考えています。</p>
	佐賀会	<p>1. 9月14日に法務局からの改訂案の提示を受けたが、特に変更事項はない。</p> <p>2. 予定はない。</p> <p>3. 研修会の際に伝達する予定。立会省略については、特段の変化が見られないため、様子見である。</p>
まとめ		<p>E-1.各単位会ともおおむね変更はなしで、打合せ等により固まってきている。内容について、画地調整については長崎会・佐賀会・沖縄会以外では、法務局との事前協議が必要という流れである。鹿児島会・大分会では、所有者不明土地問題の対応について協議を続けて行くという事であった。また、福岡会は、法務局から境界確認書の署名は不要であるが、立会は必要であるとの説明をうけている。所有者不明の土地が前提であるが、その場合は立会省略できるという理解である。</p> <p>E-2. 鹿児島会では、法務局が積極的で、各自治体に説明をする方向になっている。大分会では、囑託に関しては、法務局の意見として、官公署のやり方があるので特に働きかけはしないという方向である。松本忠寿日調連理事より、国の機関については法務省より周知をするという報告があった。</p> <p>E-3. 各単位会で、説明会または研修会等も行い会員への周知を行っている又は行う予定である。会員から質問が出た場合は法務局と協議し会員へ伝達する。</p>